

## さいたま市住生活基本計画等策定懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 さいたま市住生活基本計画及び関連計画を策定するにあたり、住宅政策に係る専門的意見及び各分野の幅広い意見を聴くため、さいたま市住生活基本計画等策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 住宅政策の基本的な考え方、施策の内容等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住宅に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (2) 公募による市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を統括し、懇話会を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、建設局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。